

00722

毎週火、金曜日発行(但し休日を除く。第三種郵便物認可)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

## ◆電気規程 電気局組織規程の一部改正

電気局に勤務する職員の職の設置に関する規

程の一部改正

電気局事務専決及び代決規程の一部改正

電気事業財務規程の一部改正

◆電気訓令 電気局の事業所処務規程の一部改正

糸魚川発電建設事務所処務規程

電気局公印規程の一部改正

## 電 气 規 程

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程

公布する。

鳥取県知事 石破二朗

庶務課

第八条 電気事業の業務を分掌させるため、局に次に掲げる事業所を置く。

(事業所の設置)

鳥取県営電気事業管理規程第三号  
鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程  
鳥取県電気局組織規程(昭和三十二年七月鳥取県営電氣事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。  
第八条を次のように改める。

名 称 位 置

鳥取県営幡郷発電所 西伯郡岸本町

鳥取県営小鹿第一発電所 東伯郡三朝町

鳥取県営小鹿第二発電所 東伯郡三朝町

鳥取県営糸魚川発電建設事務所 八頭郡若桜町

第九条を第十条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第  
八条の次に次の一条を加える。

(建設事務所の課及び工区の設置)

第九条 建設事務所に次の課を置く。

## 工務課

## 工務課

2 工務課に工区を置くことができる。

改正後の第十一条を次のように改める。

(建設事務所の課の分掌)

第十一条 建設事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

## 庶務課

一 公印の管守及び文書の取扱に関すること。

二 職員の服務及び身分に関すること。

三 労務に関すること。

四 契約に関すること。

五 財産の管理に関すること。

六 不用品の処分に関すること。

七 予算経理に関すること。

八 物品の出納保管に関すること。

九 補償に関すること。

十 登記の嘱託に関すること。

十一 その他他課の所管に属しないこと。

一 建設工事の調査、計画及び設計に関すること。

二 建設工事の施行及び指導監督に関すること。

三 電気設備の工事施行及び指導監督に関すること。

四 工事用動力に関すること。

五 建設機械器具の試験及び報告に関すること。

六 工事記録の整理及び報告に関すること。

七 補償工事に関すること。

改正後の第十二条を次のように改める。

(事業所の職員及び職務等)

第十二条 発電所及び建設事務所に所長を、建設事務所の課に課長、工区に工区長を置く。

2 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。

3 課長は、上司の命を受けその所掌事務を処理する。

4 工区長は、上司の命を受け工区の事務を処理する。

## 附則

この規程は、昭和三十四年六月十日から施行する。

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程

の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県営電気事業管理規程第四号

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に

関する規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程(昭和三十二年七月鳥取県営電気事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号2を次のように改める。

(代決の順序)

第七条 正当決裁者が不在のときは、次表に示す順序によりその事務を代決する。

2 事業所

□ 所長 □ 課長 □ 工区長

附則

代決の順序 正当決裁者	第一 次	第二 次	第三 次
知事	局長	次長	次長
課長	課長補佐	主務課長	課長
係長	係内の上席吏員	主務係長	課内の係長

## 附 則

この規程は、昭和三十四年六月十日から施行する。

鳥取県営電気事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県営電気事業管理規程第六号

鳥取県営電気事業財務規程の一部を改正す

る規程

鳥取県営電気事業財務規程 (昭和三十二年九月鳥取県

営電気事業管理規程第六号) の一部を次のように改正する。  
目次中第三章第五節を第六節とし、以下順次一節ずつ  
繰り下げ、第四節の次に次の二節を加える。

## 第五節 支払資金

第三条を次のように改める。

## (企業出納員)

第三条 鳥取県電気局 (以下「局」という。) に企業出納員 (以下「出納員」という。) を置き、局の業務課所長及び鳥取県春米発電建設事務所 (以下「建設事務所」という。) の庶務課長をもつてこれにあてる。

2 出納員は、上司の命を受け、電気事業の業務にかかる出納その他の会計事務をつかさどる。

第四条を次のように改める。

## (出納事務取扱店)

第四条 知事は、金銭の出納事務を取り扱わせるため、必要な地に出納事務取扱店 (以下「取扱店」という。) を置く。

## (出納事務取扱店)

第四条 知事は、収入の事由が生じたときは、収入回議書により調定し、出納員に通知しなければならない。

- 1 知事は、収入の事由が生じたときは、収入回議書により調定し、出納員に通知しなければならない。
- 2 出納員は、前項の通知を受けたときは、すみやかに納額告知書又は納付書を発行しなければならない。
- 3 前項の納額告知書に指定する納期は、特別の場合を除き発行の日から十五日以内としなければならない。

第三章第五節を第六節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第四節の次に次の二節を加える。

## 第五節 支払資金

(資金の交付)

第十三条の二 出納員は、毎月次の各号に掲げる書類に

に知事に提出しなければならない。

- 1 伝票、証拠書類及び月計対照表を添えて翌月十日まで
- 2 経理状況の報告
- 3 第十三条の二 出納員は、毎月次の各号に掲げる書類に

区分し、日計表とともに日付順に編集整理しなければならない。

第十三条の次に次の二節を加える。

## (伝票等の整理)

第十二条の二 出納員は、伝票及び証拠書類を種類別に

区分し、日計表とともに日付順に編集整理しなければならぬ。

- 1 第十二条の二 出納員は、毎月次の各号に掲げる書類に
- 2 経理状況の報告
- 3 第十二条の二 出納員は、毎月次の各号に掲げる書類に

区分し、日計表とともに日付順に編集整理しなければならぬ。

第十三条の次に次の二節を加える。

第十三条の二 出納員は、毎月次の各号に掲げる書類に

- 1 資金収支表
- 2 流動資産明細書
- 3 流動負債明細書
- 4 第四十七号様式
- 5 第四十八号様式
- 6 第四十九号様式

の運営運営をやるにあつた。

監 球

この問題は、臨時川十四年六月十四日会議に付した。

00727  
昭和34年6月9日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第28号

00728  
昭和34年6月9日 火曜日 鳥取県公報(号外) 第28号

設備勘定		請負代	
何	何	概算金	
出		前渡資金	
支	出	合計	
差引繰越現金予金		資借料	

第48号様式 流动資産明細書

昭和 年 月分 (単位円)

区分	繰 越 本 月 未 残 高	摘 要
区 普 通 預 金		
通 知 預 金		
定 期 預 金		
合 計		
營業外未收金		
合 計		

第49号様式 流动負債明細書

昭和 年 月分 (単位円)

区分	繰 越 本 月 未 残 高	摘 要
現 金 預 金		
未 收 金		
合 計		

第47号様式 <u>資金收支表</u>		昭和 年 月分 (単位円)	
区分	科 目	予定額	執行済額 今後執行予定
収	營業収益		
受	受取利息		
雜	収益		
受	託金		
繰越現金予金			
建設收入			
一時借入金			
預り金			
入	伺 何		
收	入計		
支	建設仮勘定		
建設準備勘定			
支	前年度未払金		



十八年一月鳥取県規則第三号)第四十四条又は契約約款第三十条に該当するときは若しくは契約約款第三十三条の事由があるときは、その事由を電気局長に具申しなければならない。

(工事の変更)

第六条 起工決裁後工事の変更をするときは、設計書(新旧対照設計とし、旧設計は朱書き、新設計は黒書きとする。)を調製し、電気局長の決裁を受けなければならない。

(請負代金の前払金及び出来形部分払)

第七条 所長は、請負代金の前払請求書を受理したときは、関係書類を添えて電気局長に進達しなければならない。

2 所長は、工事の出来高に対する部分払の請求書を受理したときは、遅滞なく検査を行い、出来形検定書を請求書に添えて電気局長に進達しなければならない。

(工事の完成)

第八条 所長は、工事完成の届書を受理したときは、直

## 鳥取県官電氣事業訓令第二号

局 本 庁 一 般

諒米 発電建設事務所

鳥取県諒米発電建設事務所処務規程を次のように定め  
るものがあるときは、調書を実施設計書に添付しなけ  
ればならない。

昭和三十一年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県諒米発電建設事務所処務規程

## (目的)

第一条 この規程は、鳥取県諒米発電建設事務所の事務の取扱を明確にし、その所掌事務を適正かつ能率的に処理することを目的とする。

## (事務の分担)

第二条 所長は、所員の事務分担を定めて電気局長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

## (起工)

第三条 所長は、当該年度内において執行する工事の実

施設計書を調製し、起工について電気局長の決裁を受けるなければならない。

2 工事執行のため用地買収又は地上物件の移転を要するものがあるときは、調書を実施設計書に添付しなければならない。

## (入札の執行)

第四条 入札する請負者の指名は、すべて電気局長の承認を受けなければならない。

2 入札を執行しようとするときは、電気局長に報告しなければならない。

3 入札者その他の者に示す設計書は、金額歩掛等を記載しないものとする。

## (請負契約の締結又は解除)

第五条 起工決裁の通知を受けたときは、すみやかに請負契約の手続をしなければならない。

2 請負契約を締結したときは、契約書その他の関係書類を添えて電気局長に報告しなければならない。

3 所長は、請負者が鳥取県建設工事執行規則(昭和二

ちに調査し、工事が実地に完成していると認めたときは、届書欄外に検査要求の旨を記載し認印の上電気局長に進達しなければならない。ただし、契約金額三十五万円未満の工事にあつては所長において検査を行い、完成及び検査年月日を記載し、認印の上電気局長に進達するものとする。

2 工事出来形及び完成の検査は、所長又は所長の命じた技術吏員が行なわなければならない。

(請負代金の請求)

第九条 所長は、請負代金の請求書を受理したときは、これに認印の上電気局長に進達しなければならない。

(不要物件の処置)

第十条 所長は、発電所建設の結果不用に帰した土地及び建物等があるときは、調書及び図面を添え、その存廃についての意見を電気局長に具申しなければならない。

2 所長は、工事用残材又は不用古材があるときは、その種類、員数及び処分について電気局長に意見を具申

(専決事務)  
しなければならない。

第十二条 次に掲げる事項は、所長において専決処分することができる。

一 所長及び所員の出張に関すること。

二 所長及び所員の時間外勤務命令に関すること。

三 所員の宿直命令に関すること。

四 所員の職務に専念する義務の免除に関すること。

五 天災地変による災害又は予期することができない障害若しくは災害を防止するため、上司の指揮を受けるいとまがないときの臨機の処置を講ずること。

六 設計変更その他の理由により工事の作業中止を命ずること。

七 予定価格百万円未満の工事の入札及び契約に関すること。

八 設計金額三十万円未満の工事の執行に関するここと。ただし、国庫補助の伴う工事については起工設計書を提出するものとする。

九 登記の嘱託に関すること。  
一〇 配当予算の範囲内で次に掲げる事項を処理すること。

イ 見積価格一件十万円未満の備品及び消耗品の購入

ロ 見積価格一件十万円未満の工事用材料、器具及び機械の購入、借入及び修繕並びに運搬

ハ 見積価格一件三万円未満の物品の処分  
二 設計金額五万円未満の工事の随意契約

ホ 一件十万円未満の各種補償  
ヘ 工事代金の支出命令

ト 一件十万円未満の収入命令  
チ 土地及び建物の借入

(事務の代決)

第十二条 所長に事故があるときは、主務課長が所掌事務を代決し、課長に事故があるときは、あらかじめ課長が指名した上席の吏員がこれを代決する。

2 代決した事項は、代決者の責任において遅滞なく所

長の後闇を受けなければならない。ただし、定例又は軽易な事務については、この限りでない。

(県外出張)

第十三条 所員の県外出張については、用務、出張先及び日程を明らかにして電気局長の承認を受けなければならない。

(文書の取扱)

第十四条 所長は、次に掲げる事項について、それぞれその翌月の十日までに電気局長に報告しなければならない。

一 その月の所員の勤務状況報告書

二 その月中の工事功程報告書  
(所長の更迭)

第十五条 所長が更迭したときは、旧所長は、引継調書及び簿冊目録を調製し、新所長に引き継がなければならぬ。

2 引継を終つたときは、前項の調書及び目録の写を添え、新旧所長が連署して十日以内に知事に報告しなければならない。

鳥取県営電気事業訓令第三号

局 本 庁 一 般  
各 事 業 所

鳥取県電気局公印規程(昭和三十二年七月鳥取県営電気事業訓令第一号)の一部を次のように改正する。

昭和三十四年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表中

所

長印

(四)

方二二

各所長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

長

に改め、同表のひな形中印を(ハ)とし、(内)の次に次のように加える。

企業出納員印(内)  
七方一八 企業出納員所企業出納員印  
(内)  
七方一八 企業出納員所企業出納員印  
(内)  
七方一八 企業出納員(七) 鳥取県春米発電建設事務所  
企業出納員印

## 附則

この訓令は、昭和三十四年六月十日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認定

行日火、金

印發  
行鳥取者鳥取市東町  
刷所鳥取市東町  
鳥取縣印刷所